

2 包括的経済連携強化に向けての具体的取組

(1) アジア太平洋地域における取組

さらに、アジア太平洋地域においていまだEPA交渉に入っていない主要国・地域との二国間EPAを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。

F T A A Pに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

平成22年11月6日

包括的経済連携に関する閣僚委員会

